

ご利用にあたっての留意事項（マナー等）

- 準備や開催時は、騒音等で他の利用者及び周辺住民のみなさまへ迷惑がかからない様に配慮してください。



- **危険物**の持ち込みは禁止です。

- 使用後は、必ず部屋を**原状回復**してください。
（各部屋に配置図、写真が貼付）



- 使用料が免除の場合でも使用目的が適切でない場合は、**料金が発生**する場合があります。（**団体本来の目的外の使用**の時など）

- センターの運営管理上適当でないと認めた場合は、**使用許可を取り消す**場合があります。



- 使用に際し故意または過失により、施設を汚損破損滅失した場合は原状に回復し、またその**損害を賠償**して頂く事があります。



- ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りではありません。

※そのほかご不明な点は、センター（下記）にお問い合わせください。

草津市立障害者福祉センター

TEL：（０７７-）５６９-０３５１

FAX：（０７７-）５６９-０３５４

